

## 四日市市商店街魅力アップ事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内商店街で、その特性を生かした創意工夫のもと実施する新たな顧客獲得に資する取り組みや、高校生等の若者が中心になって行う文化・社会活動等の発表に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内の商店3店以上からなるグループ
- (2) 商店街の振興等を目的として組織された、市内にある商店街振興組合、発展会、商店会その他それに類する団体

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、商店街の新たな魅力の創出や活性化に資する事業で、次に掲げるものとする。ただし、他の補助金の交付の対象となっている事業は除く。

- (1) ニーズ調査事業
- (2) コンセプト作成事業
- (3) マップ作成事業
- (4) フリーペーパー作成事業
- (5) 高校生等の若者が中心になって行う演奏会、展示会等の事業
- (6) オンラインによる情報発信事業
- (7) その他市長が適当と認めた事業

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、広告宣伝費、報償費、物件費、会議費（食事代を除く。）、事務費その他市長が適当と認めた経費とする。

2 当該事業に、広告収入、事業収入等がある場合は、前項に規定する補助対象経費からその収入額を差し引いた額を補助対象経費とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業について、それぞれ各号に定める額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第3条第1号から第4号まで又は第6号に規定する事業 補助対象経費の5分

の4に相当する額。ただし、当該額が20万円を超える場合にあっては20万円。

(2) 第3条第5号に規定する事業 補助対象経費に相当する額。ただし、当該額が30万円を超える場合にあっては30万円。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 四日市市商店街魅力アップ事業補助金交付申請書(第1号様式)

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助することが適當と認めたときは、四日市市商店街魅力アップ事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(事業の変更)

第8条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市商店街魅力アップ事業計画変更承認申請書(第3号様式)を提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の各費目における20パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第1項の変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、前条による決定を変更することができる。

(変更決定)

第9条 市長は、前条第3項の規定により四日市市商店街魅力アップ事業補助金の交付の変更を承認したときは、四日市市商店街魅力アップ事業補助金変更決定通知書(第4号様式)により申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金交付決定を受けた者は、3月末日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 四日市市商店街魅力アップ事業実績報告書(第5号様式)

- (2) 収支決算書
- (3) 収支を証する書類の写し
- (4) 事業実施を証するもの（写真等）
- (5) その他市長が必要と認めた書類  
（補助金の交付）

第11条 市長は、四日市市商店街魅力アップ事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは補助金を交付するものとする。  
(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたと認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(事業評価)

第13条 市長は、当該事業に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他適切な措置を講じるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失效前に交付決定された事業については、この要綱は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。